

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施 (二件) (都市整備局都市基盤部調整課) 一
- 公共測量の終了 (三件) (同) 一
- 土地区画整理事業の施行認可 (都市整備局市街地整備部民間開発課) 二
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 (福祉保健局障害者施策推進部計画課) 三
- 技能検定員審査の実施 四
- 教習指導員審査の実施 五
- 市街地再開発組合の理事長の住所変更 (都市整備局市街地整備部民間開発課) 六

告示

● 東京都告示第千三百三十三号
 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月七日

東京都知事 舛添要一

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量 (街区多角点及び街区多角点節点測量)
- 三 測量の区域 練馬区石神井町八丁目、大泉学園町一丁目、南大泉二丁目、南大泉三丁目及び関町北四丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十六年七月七日から平成二十七年三月三十一日まで

東京都告示第千四百四号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、西東京市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月七日

東京都知事 舛添要一

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 西東京市泉町五丁目、中町二丁目、東町一丁目及び東町六丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十六年七月二十五日から平成二十七年三月十八日まで

東京都告示第千四百五号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江戸川区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、

同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月七日

東京都知事 舛添要一

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量 (三級基準点測量及び四級基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区地内
- 四 測量の期間 平成二十五年七月三十日から平成二十六年三月三十一日まで

東京都告示第千四百六号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、江戸川区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月七日

東京都知事 舛添要一

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量 (三級基準点改算及び三級基準点改測)
- 三 測量の区域 江戸川区地内
- 四 測量の期間 平成二十五年七月三十日から平成二十六年三月三十一日まで

東京都告示第千四百七号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年八月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区神谷二丁目、神谷三丁目及び志茂一丁目各区内
- 四 測量の期間 平成二十六年一月十四日から同年六月三十日まで

●東京都告示第千八百号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき昭島市福島町矢崎地区土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年八月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の住所及び氏名
 - 昭島市福島町二丁目四番五号 清水 一弘
 - 昭島市玉川町二丁目四番十号 浅見 正男
 - 昭島市玉川町四丁目六番十六号 石川 菊枝
 - 昭島市福島町二丁目二十番三十号 岩崎 守利
 - 昭島市中神町二丁目五番一号 篠 春雄
 - 昭島市福島町二丁目二番三十号

新藤 克明

武蔵野市吉祥寺本町三丁目九番十四―三〇五号 エク

レール吉祥寺

新藤 孝敏

昭島市玉川町五丁目三番二号

西川 芳雄

昭島市中神町二丁目一番六号

西野 精一

昭島市玉川町三丁目六番八号

野口 操

昭島市福島町一丁目十六番十二号

薬袋 定一

千葉県市川市曾谷一丁目二十二番二十二号

久根崎 典子

昭島市福島町二丁目二十七番六号

木藤 啓子

千葉県白井市大山口一丁目十六番五号

森田 三重子

日野市栄町四丁目三番地の三十九

新藤 俊徳

昭島市福島町二丁目二番三十号

新藤 美知子

事業施行期間 平成二十六年八月七日から平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

昭島市福島町二丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

昭島市福島町矢崎地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

昭島市玉川町五丁目八番五―一〇五号

六 施行認可の年月日

平成二十六年八月七日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示場に掲示する。

●東京都告示第千百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項の規定により、平成二十六年一月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年八月七日

東京都知事 外 添 要 一

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社木下の介護	木下の介護 高田馬場	新宿区下落合1-6-9	
愛和ケアサービス株式会社	愛和ケアサービス	台東区柳橋2-6-4 木島ビル4階	
NPO法人自立支援ネットワーク東京	居宅介護事業所ちよーさん	大田区大森北3-27-11-101	身体障害者
株式会社トリプル	訪問介護サービスすずのき	足立区鹿浜5-5-22 2階	
合同会社オーバーレッジ	亀青介護サービス	葛飾区亀有1-24-8 森田荘102	
株式会社木下の介護	木下の介護 西葛西	江戸川区西葛西5-5-8	
株式会社Y・クリーンケアマネジメント	株式会社Y・クリーンケアマネジメント	江戸川区船堀4-4-8-703	
真心介護サービス合同会社	真心介護サービス	江戸川区南小岩5-18-23	
エルケア株式会社	エルケア小岩ケアセンター	江戸川区南小岩5-17-17 浅井ビル102	
株式会社1番コーポレーション	青い鳥	青梅市長淵5-773	
株式会社ウェルビー	ウェルビーケアセンター	青梅市友田町4-278-17	
株式会社木下の介護	木下の介護 小平	小平市美園町2-10-9	
ノア・コーポレーション合同会社	ホームヘルプサービス サンケアネット	東村山市秋津町2-31-18	精神障害者
一般社団法人ふれあいの郷	武蔵村山援助サービス	武蔵村山市中央3-53-9 光コーポ101号室	
ネクストイノベーション株式会社	SMILE CARE HAPPY	武蔵村山市本町1-84-1	

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社木下の介護	木下の介護 高田馬場	新宿区下落合1-6-9
愛和ケアサービス株式会社	愛和ケアサービス	台東区柳橋2-6-4 木島ビル4階
企業組合労協センター事業団	企業組合労協センター事業団あゆみケアサービス	墨田区墨田5-43-9
株式会社トリプル	訪問介護サービスすずのき	足立区鹿浜5-5-22 2階
合同会社オーバーレッジ	亀青介護サービス	葛飾区亀有1-24-8 森田荘102
合同会社ウイズユー	ウイズユー	江戸川区北葛西1-17-16

株式会社木下の介護	木下の介護 西葛西	江戸川区西葛西5-5-8
株式会社Y・クリーンケアマネジメント	株式会社Y・クリーンケアマネジメント	江戸川区船堀4-4-8-703
エルケア株式会社	エルケア小岩ケアセンター	江戸川区南小岩5-17-17 浅井ビル102
株式会社1番コーポレーション	青い鳥	青梅市長淵5-773
株式会社ウェルビー	ウェルビーケアセンター	青梅市友田町4-278-17
株式会社木下の介護	木下の介護 小平	小平市美園町2-10-9
ネクストイノベーション株式会社	SMILE CARE HAPPY	武蔵村山市本町1-84-1

サービスの種類 同行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社Y・クリーンケアマネジメント	株式会社Y・クリーンケアマネジメント	江戸川区船堀4-4-8-703	
真心介護サービス合同会社	真心介護サービス	江戸川区南小岩5-18-23	
株式会社1番コーポレーション	青い鳥	青梅市長淵5-773	
特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ	ケア・センターやわらぎ国分寺	国分寺市本町4-1-2 エスポアール花澤台1階	
ネクストイノベーション株式会社	SMILE CARE HAPPY	武蔵村山市本町1-84-1	

サービスの種類 行動支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
アールプラン合同会社	アールケア・ファミリーサポート	杉並区荻窪1-20-17-201	
ノア・コーポレーション合同会社	ホームヘルプサービス サンケアネット	東村山市秋津町2-31-18	精神障害者

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人森の会	プラクナス	東久留米市前沢1-4-25	
社会福祉法人イリアンソス	なかまの家	東久留米市中央町2-1-47	知的障害者

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
練馬区	練馬区立大泉つつじ荘	練馬区東大泉2-11-22	身体障害者	知的障害者	障害児

サービスの種類 共同生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
特定非営利活動法人ことぶき会	扇橋寮	江東区扇橋2-1-3 E・T-21ビル401・403号
練馬区	練馬区立大泉つつじ荘	練馬区東大泉2-11-22

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人森の会	プラタナス	東久留米市前沢1-4-25	

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
特定非営利活動法人ことぶき会	扇橋寮	江東区扇橋2-1-3 E・T-21ビル401・403号
練馬区	練馬区立大泉つつじ荘	練馬区東大泉2-11-22

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第241号

技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月7日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 隆 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車免許技能検定員審査
- (4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
- (6) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
- (7) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識

ア 教則の内容となつてゐる事項

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 技能検定の実施に関する知識

エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

- 規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者
- 5 審査の日時及び場所
 - (1) 日時
 - 平成26年9月8日 (月曜日) から同月12日 (金曜日) までの間のうち、申請書提出時において指定する日時
 - (2) 場所
 - 警視庁府中運転免許試験場 (府中市多磨町三丁目1番地の1)
- 6 申請手続
 - (1) 申請書類
 - ア 申請書 (規則別記様式第1号の審査申請書とする。)
 - イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)
 - ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
 - (2) 受付日時
 - 平成26年8月21日 (木曜日) 及び同月22日 (金曜日) の午前9時30分から午後4時まで
 - (3) 受付場所
 - 警視庁運転免許本部運転者教育課

<p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成26年8月15日(金曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には23,500円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者には14,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>(ア) 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(イ) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p>	<p>警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(6717)3137 内線5283</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第242号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成26年8月7日 東京都公安委員会 委員長 仁田 陸 郎</p> <p>記</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p>	<p>イ 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教習の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成26年9月8日(月曜日)から同月12日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p>
---	---	--

(2) 受付日時

平成26年8月21日（木曜日）及び同月22日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成26年8月15日（金曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許教習指導員審査又は中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者については15,000円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者については11,800円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者については9,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (6717) 3137 内線5283

公 告

市街地再開発組合の理事長の住所の変更に
つ

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により赤坂一丁目地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十六年八月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 氏名

春田 隆三

二 住所

港区芝二丁目二十六番六一二〇一号

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002